

本約款の適用

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めされていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらずこの約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊引受の拒絶

- 第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの定款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると認められたとき。
 - (5) 宿泊に関し特別な負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が泥酔者等の場合。
 - (8) 宿泊しようとする者が、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）であるとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、暴力団等に事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、暴力団に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (12) 宿泊しようとする者が、施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められたとき。

氏名等の明告

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下、「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

予約金

- 第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

予約の解除

- 第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は、別表、違約金申し受け既定により違約金を申し受けます。
- 第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- (1) 第2条第3号から第12号までに該当することになったとき。
 - (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

宿泊の登録

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日、フロントにおいて次の事項を、当ホテルに登録してください。
- (1) 第3条第1号の事項
 - (2) 外国人にあたっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
 - (3) 出発日及び時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

チェックアウト

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時間（チェックアウトタイム）は午前10時とします。

営業時間

第9条 当ホテルの施設の営業時間は館内にて表示の通りです。
（都合により、営業時間の変更・休業になる場合もございますのでご了承ください。）

【レストラン Garden（ガーデン）】

朝食	06:30～09:30（最終入店	09:00）
ランチ	11:00～15:00（ラストオーダー	14:00）
ディナー	17:30～21:00（ラストオーダー	20:00）

お会計

第10条 お会計は、チェックイン時、フロントにてご精算願います。なお、ご滞在中に追加のお支払いが発生した場合は、ご出発の際にご精算願います。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に提示した利用規則にしたがっていただきます。

宿泊継続の拒絶

第12条 当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることができます。

- （1） 第2条第3号から第12号までに該当することになったとき。
- （2） 前条の利用規則に従わないとき。

宿泊の責任

第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけたときに終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その他宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。
その場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

違約金申し受け規定

（1） 一般客

宿泊日の前日及び当日に解除した場合、連絡の有無に関わらず、宿泊料金の100%